

「夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件」(告示)
に対する意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件を定める件」(環境省告示)(案)に関する意見の募集(パブリックコメント)について」を、2015年4月16日(木)から5月10日(日)まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は10であり、のべ意見数は26件であった。その内訳については次の通り。

1. 意見提出者数の内訳

メール	8
郵送	0
FAX	2
合計	10

2. 項目別の意見件数

	件数
1 射撃の技能	13
2 捕獲の実績	2
3 人格識見	7
4 全体・その他	4
合計	26

意見No.	項目別	該当意見	意見の概要	回答
1	1	射撃の技能	海外の先行事例を参考にするのであれば、「中心から5cm」ではなく、「中心から2.5cm」にすべき。(米国イリノイ州の事例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、海外の先行事例等も参考に、夜間銃猟の安全確保において、射手が想定した方向に確実に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することが必要として、「射撃場における五回以上の射撃において、標的の中心から二・五センチメートルの範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。」と修文します。
2	1	射撃の技能	ライフル銃のみの使用に限定するとともに、射撃の命中範囲を「50mの静的射撃で5発を発射し、標的の中心から2.5cmの範囲に全弾命中させること」とすべき。(アメリカ、イギリスの例を参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、海外の先行事例等も参考に、夜間銃猟の安全確保において、射手が想定した方向に確実に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することが必要として、「射撃場における五回以上の射撃において、標的の中心から二・五センチメートルの範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。」と修文します。 ・夜間銃猟の安全確保において、射手が確実に想定した方向に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することを確認するに当たり、使用する銃種を問わず、基準を同一にすべきこと、国内においては、夜間銃猟の実施は前例がなく、今後技術開発や事例の蓄積がなされていくことから、使用する銃の種類の限定はしないこととしています。
3	1	射撃の技能	銃種は問わず、半径5cmから直径5cmに変更し、5発を25秒以内に発射（1発5秒以内）し、委託は肘・腕の委託と、例外的に銃に取り付けして持ち運び可能な補助具のみとし、射場の備品や個人のベンチレスト台や射撃コート・射撃グローブ・スリング等の射撃競技の補助具は一切禁止する。室内灯を消した薄暗い射撃場で行い、安全確認を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・国内においては、夜間銃猟の実施は前例がなく、今後技術開発や事例の蓄積がなされていくことから、使用する銃の種類の限定はしないこととします。 ・ご意見を踏まえ、夜間銃猟の安全確保において、射手が想定した方向に確実に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することが必要として、「射撃場における五回以上の射撃において、標的の中心から二・五センチメートルの範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。」と修文します。 ・発射までの時間については、適切な制限時間内に5回以上の射撃を行うよう、都道府県への通知や夜間銃猟講習会テキスト等により周知します。 ・依託については、簡易な依託射撃のみを可能とし、具体的には、実際の捕獲等の現場において実施し得る依託射撃とし、銃身を架台、土のう又は銃身に取り付けて持ち運べる簡易な補助具（いわゆるモノポット、バイポット等）等については認めるものとし、銃を完全に固定する方法（いわゆるベンチレストやガンレスト等で銃全体を完全に固定する方法）での依託射撃は認めないものとします。 ・夜間銃猟においては、昼間と同等の視認性を確保することとしていることから、射撃技能の要件については、明るさの要素を含めない要件としている。
4	1	射撃の技能	夜間銃猟を行う者には高い技能を要求すべきであり、わずか50mの距離で「中心から5cmの範囲」ではあまりにも低レベルすぎる。半分の「標的の中心から2.5cmの範囲」とするのが妥当。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、夜間銃猟の安全確保において、射手が想定した方向に確実に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することが必要として、「射撃場における五回以上の射撃において、標的の中心から二・五センチメートルの範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。」と修文します。

5	1	射撃の技能	「委託」、「50m」では、意味がない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ、「射撃場における五回以上の射撃において、標的の中心から二・五センチメートルの範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。」と修文します。 ・依託については、実際の捕獲等の現場において実施する状況に近い条件で行うこととして、簡易な依託射撃のみを可能とし、銃を完全に固定する方法（いわゆるベンチレストやガンレスト等で銃全体を完全に固定する方法）での依託射撃は認めないものとします。
6	1	射撃の技能	「ライフル銃以外の猟銃」の定義が不明であるため、「標的の中心から 10 cmの範囲」が妥当かどうかを判断できない。銃の区分を明確にすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間銃猟の安全確保において、射手が想定した方向に確実に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することを確認するに当たり、使用する銃種を問わず、基準を同一にすべきこと、また、国内においては、夜間銃猟の実施は前例がなく、今後技術開発や事例の蓄積がなされていくことから、使用する銃の種類限定はしないこととします。御意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
7	1	射撃の技能	「散弾銃(スラッグ弾に限る)による射撃 標的の中心から 10cm の範囲に命中することに変更すべき。サポット銃身の散弾銃を用いたサポット弾による捕獲への技能区分も設けるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間銃猟の安全確保において、射手が想定した方向に確実に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することを確認するに当たり、使用する銃種を問わず、基準を同一にすべきこと、また、国内においては、夜間銃猟の実施は前例がなく、今後技術開発や事例の蓄積がなされていくことから、銃種を問わないこととします。御意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
8	1	射撃の技能	着弾が大きくばらける散弾を使用するのは危険であることから、散弾銃の夜間発砲は「散弾」は使用できないことにし、クマ類などの追い払いのためにもちいる「ゴム弾」のみ可能とすべき。散弾銃ではゴム弾のみ使用にできるのであれば、「標的の中心から20cmの範囲」程度にすべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の意見募集対象は、技能の要件のみとさせていただきます。 ・なお、国内においては、夜間銃猟の実施は前例がなく、今後技術開発や事例の蓄積がなされていくことから、使用する銃弾の種類限定はしないこととしています。
9	1	射撃の技能	ハーフライフル銃の実包はサポット弾であるため、サポット弾を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間銃猟の安全確保において、射手が想定した方向に確実に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することを確認するに当たり、使用する銃種を問わず、基準を同一にすべきこと、また、国内においては、夜間銃猟の実施は前例がなく、今後技術開発や事例の蓄積がなされていくことから、銃種を問わないこととします。銃弾の種類も問いません。
10	1	射撃の技能	5回の射撃の全てが該当するのかが不明瞭なため、「全ての発射弾が」を追記する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ、当該部分については「五回以上の射撃において、標的の中心から二・五センチメートルの範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。」と修文します。

11	1	射撃の技能	射撃の技能の確認については、実際に夜間銃猟で実施する方法（夜間の時間帯における実施とそのための射撃場の運用見直し、暗視スコープやサーチライトの利用等）で行うべきであり、夜間銃猟に関する安全指導の内容と整合をとるべき。夜間における身体能力（夜間視力等）も条件とすべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間銃猟においては、昼間と同等の安全性を確保することを条件とし、夜間銃猟作業計画において、あらかじめバックストップや着弾点の範囲、射撃場所や方向を確認し、視認性を確保すること等を基本指針で定めています。 ・視認性の確保の具体的な方法としては、照明器具やナイトスコープの使用が想定されますが、夜間銃猟は前例がなく、今後技術開発や事例の蓄積がなされていくことから、視認性の確保の方法の限定はしないこととしています。 ・視力等については、夜間銃猟安全管理規程において、認定鳥獣捕獲等事業者が捕獲従事者の心身の状況として、夜間銃猟をする者が適当な水準の視力を有し、かつ、暗所において視力が低下し、夜間銃猟に著しい支障をきたすような病気等を持たないことについて、健康診断等により定期的に把握して、夜間銃猟をするに当たって適当ではない視力と判断された者には夜間銃猟をさせないことを記載することとして、都道府県への通知や夜間銃猟講習会テキスト等により周知します。 ・本要件は、夜間銃猟の安全確保においては、射手が想定した方向に確実に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することが必要として、それを確認するために定めたものであり、適切と考えます。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考にさせていただきます。
12	1	射撃の技能	駆除に従事する者には射撃場で射撃をしたことがない人が多く、そのような人が事故を起こしているため、年間何発以上、何回以上射撃の練習をしたかを追加すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、射撃場における射撃の練習は安全確保において重要と考えていますが、認定を受けた後も継続して射撃練習を実施する必要があるため、認定時に確認する技能要件ではなく、安全管理規程において、全ての捕獲従事者が1年間に少なくとも2回以上実施するものとし、事業者ごとに適切な回数を定めて実施することとしています。
13	1	射撃の技能	射撃基準をクリアすれば誰でも夜間撃てるのではなく、「信用できる人材」のみに撃たせるのが重要。捕獲コーディネータが実施するか管理するようにすべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有すること」についても基準の一つとしています。 ・鳥獣保護管理捕獲コーディネータは、「管理計画等の実施の際、現場において適切な捕獲方法の指導、集落等への出没対策や鳥獣による被害防止対策等の助言、指導を行う」者を登録していますが、夜間銃猟を想定した登録制度ではないため、改めて、夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件や夜間銃猟安全管理講習の修了等の基準を設けるものです。御意見の趣旨は、今後の施策の参考にさせていただきます。
14	2	捕獲の実績	3年以内に捕獲した実績を有する理由が分からない。申請前まで継続して1年間の昼間の捕獲従事や発砲の経験などが必要なのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ、十分な実績を求めることとし、該当部分を「申請前三年以内に、装薬銃を使用して自ら指定管理鳥獣の捕獲等をした実績を有し、当該捕獲等が十分かつ適切なものであること。」と修正します。
15	2	捕獲の実績	指定管理鳥獣の捕獲実績について、熊の場合は、3年間取れなかったらどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間銃猟の実施は指定管理鳥獣捕獲等事業に限定されており、対象鳥獣は指定管理鳥獣に限られます。現在指定しているのはニホンジカ、イノシシであり、クマ類は含まれません。
16	3	人格識見	認定鳥獣捕獲等事業者として猟友会を母体とした団体を想定しているのであれば、要件は極めて客観的なものとすべきであり、クレペリン検査などの性格判断テスト、従事実績、無事故実績など客観的な要件を定めるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定鳥獣捕獲等事業者制度により、安全かつ効率的な鳥獣の捕獲等を組織的に実施する事業者を確保していくことが重要と考えており、特定の団体を想定しているものではありません。 ・本要件は、具体的には、所属する鳥獣捕獲等事業者の代表者が、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有する者であるとして、総合的に判断して推薦すべきと考えており、原案のとおりとします。 ・なお、従事実績や無事故実績については、要件2で把握することとしています。

17	3	人格 識見	一般に向けての啓発言動や最小限のプレゼンテーション能力が今後不可欠と思われるため、人格に関する要件に、「一般向けの啓発能力」を付加する。	・夜間銃猟をする際の安全確保において必要な技能の要件を定めるものであり、「一般向けの啓発能力」については、夜間銃猟をする際の安全確保をはかるものではないことから、原案のままとさせていただきます。御意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
18	3	人格 識見	相当な人格識見を持つことについては、誰が認定するのか。銃所持者が指名されると想定されるが、様々なケースを考えていただきたい。地形、危険性、ガンコントロール等も分からない人が夜間発砲できることになると責任はだれが持つのか。	・所属する鳥獣捕獲等事業者の代表者が、危険な状況では発射しない判断力や自制心を持つ等、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有する者である旨を推薦することとします。 ・なお、夜間銃猟については、都道府県知事が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に夜間銃猟を実施する旨を定め、都道府県又は国の機関が夜間銃猟を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を夜間銃猟に係る認定を受けた鳥獣捕獲等事業者に委託し、当該事業者が夜間銃猟作業計画を作成し、都道府県に確認した上で実施することとしています。
19	3	人格 識見	人格識見を有することの証明は、医師の診断書ではなく、鳥獣行政事業への参加経歴や社会貢献活動といった項目を重視した履歴書等の提出などが一案。また、事業管理責任者からの聞き取り調査によって、その人格識見を確認することも一案。	・所属する鳥獣捕獲等事業者の代表者が、危険な状況では発射しない判断力や自制心を持つ等、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有する者である旨を推薦することとします。ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
20	3	人格 識見	客観的判断が困難な要件となっているため、「認知機能」という用語を用い、検査の受診を前提とする精神的医学的観点からの要件の導入が必須。	・所属する鳥獣捕獲等事業者の代表者が、危険な状況では発射しない判断力や自制心を持つ等、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有する者である旨を総合的に判断して推薦することとします。 ・「認知機能」については、別途、銃刀法に基づき銃所持をしている者については、一定の基準が設けられており、銃所持者であれば、銃所持をするために必要な「認知機能」を有すると考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
21	3	人格 識見	人格識見を認定するのは猟友会の会長と思われるが、役職がついてるからといって人格者とするのは事故のもとである。射撃競技をしたことが有る人はマナーが良いです。	・所属する鳥獣捕獲等事業者の代表者が、危険な状況では発射しない判断力や自制心を持つ等、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有する者である旨を総合的に判断して推薦することとします。銃の安全な取り扱いについては、夜間銃猟安全管理講習でも徹底することとします。ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
22	3	人格 識見	「夜間銃猟安全管理講習」に基づく筆記試験を実施して、従事者の資質を客観的に検定すべき。試験は50問の4択選択問題の全てに正答することを合格基準とするよう提案する。	・今回の意見募集対象は、夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件のみとさせていただきます。「夜間銃猟安全管理講習」については、本意見募集の対象外です。なお、「夜間銃猟安全管理講習」においては、習熟度の確認をすることとしています。
23	4	全 体・ その 他	夜間銃猟には「薄明・薄暮時を想定した巻き狩り等」と「真の夜間を想定した誘因狙撃法等」とが含まれる。両者間では安全確保のための注意点や従事者の技能が全く異なり、両者を分離した要件設定が必要。	・ご指摘のとおり、実施方法によって、必要な安全確保のための注意点や従事者の技能は異なることから、基本指針において、日出前又は日没後の直近の時間帯と真夜中の時間帯においては、実施すべき安全管理対策等が異なることに留意するものとし、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（都道府県作成）や夜間銃猟作業計画を作成するよう定めています。 ・ただし、夜間銃猟は前例がなく、今後技術開発や事例の蓄積がなされていくことから、実施方法の限定はせずに要件を定めています。

24	4	全 体・ そ 他	<p>夜間銃猟については、可能な限り客観的な技能要件、組織要件、その他要件（地域、時間帯、使用装備など）を定め、「猟友会」から脱皮した高度な別組織を想定すべき。安全第一、および公金を使用するコストパフォーマンスを考えれば、「猟友会で実施出来る要件（案）」には反対。</p>	<p>・夜間銃猟の技能要件については、夜間銃猟において安全を確保できる者であるかという観点から、射撃の技能、捕獲の実績及び人格識見によって、客観的に判断できる要件を定めることとしています。御意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
25	4	全 体・ そ 他	<p>夜間銃猟においては、山中深く入ることは明確に規制すべき。地域や体制、実施期間などを鑑みて、個別の許可制とすべき。</p>	<p>・今回の意見募集対象は、夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件のみとさせていただきます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
26	4	全 体・ そ 他	<p>国民市民で全面的に後方支援するので安心して環境行政を推進していただきたい。</p>	<p>今回の意見募集対象は、夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件のみとさせていただきます。今後とも環境行政の推進に御協力お願いします。</p>